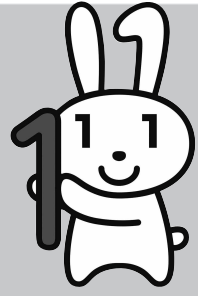


平成28年1月から、 社会保障、税、災害対策の行政手続きで マイナンバーが必要となります。



マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続きにしか使用できません。

社会保障

年金・労働
医療・福祉

- ・年金や雇用保険等の資格取得や確認、給付
- ・ハローワークの事務
- ・医療保険の給付の請求
- ・福祉分野の給付、生活保護など

税

- ・税務当局に提出する申告書、届出書、調書などに記載
- ・税務当局の内部事務

災害対策

- ・被災者生活再建支援金の支給
- ・被災者台帳の作成事務

マイナンバー制度が始まります！

10月から、住民票を有する全ての方に

マイナンバー(個人番号)が通知されます。

住民課 戸籍年金 G

●住民票を有する全ての方に1人1つの番号(12桁)が通知されます。

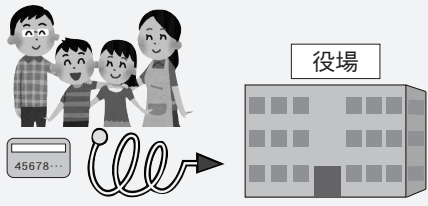
●町から、住民票の住所にマイナンバーの通知カードが簡易書留で送られます。通知カードは、紙製のカードを予定しており、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記載されたものになります。

●通知カードは全ての方に送られますが、顔写真が入っていませんので、本人確認のときには、別途顔写真が入った証明書などが必要になります。

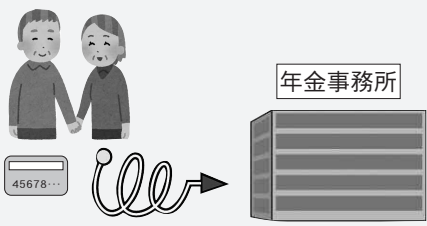
●番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、マイナンバーは一生変更されません。なお、紛失等による再交付は、有料となる予定です。大切に保管してください。

●住民票の住所と異なるところにお住まいの方はご注意ください。

毎年6月の児童手当現況届の際に役場窓口にマイナンバーを提示

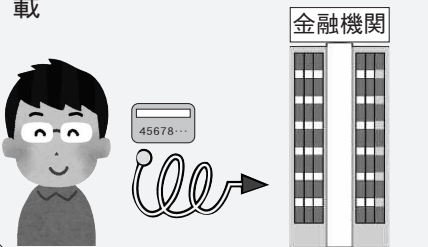


厚生年金の裁定請求の際に年金事務所にマイナンバーを提示

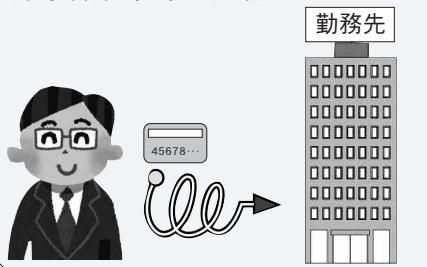


こんな場面で使います！

証券会社や保険会社等にマイナンバーを提示し、法定調書等に記載



勤務先にマイナンバーを提示し、源泉徴収票等に記載



行政機関や民間企業へのマイナンバー告知が必要となります。

平成28年1月から、希望者に 個人番号カードを交付します。

10月に通知カードが送付される際に、個人番号カード交付申請書を同封します。

申請した方に順次、役場住民課窓口で本人確認の上、交付します。

個人番号カードは、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーなどが記載され、本人の写真が表示されます。10月以降に通知カードでマイナンバーが通知された後に、申請すると、平成28年1月以降、個人番号カードの交付を受けることができます。個人番号カードは、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、カードのICチップに搭載された電子証明書を用いて、



マイナンバー 表面

- 個人番号を記載しない
→コピーできる者に制限はなく、本人の同意等によりできる。

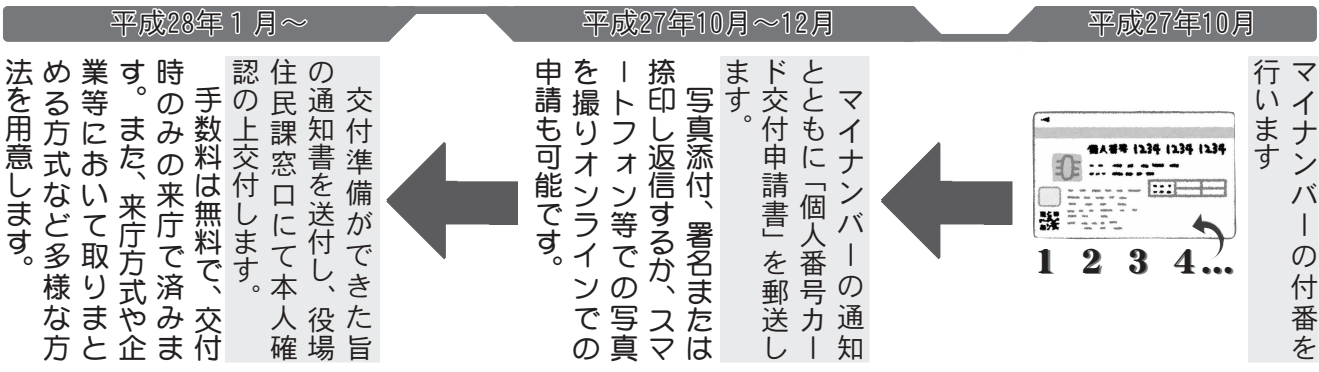
裏面

- 個人番号を記載する
→コピーできる者は、行政機関や雇用主など、法令に規定された者に限定される

e-Tax（国税電子申告・納税システム）をはじめとした各種電子申請等に使用できます。

なお、個人番号カードに搭載されるICチップには、券面に書かれている情報のほか、電子申請のための電子証明書は記録されますが、所得の情報や病気の履歴などの機微な個人情報には記録されません。そのため、個人番号カード1枚からすべての個人情報情報が分かってしまうことはありません。

なお、個人番号カードを紛失された場合等の再交付は、有料となる予定ですので、大切に管理してください。



国勢調査 2015

今年は5年に一度の『国勢調査』の年です！

国勢調査は、統計法に基づき、日本国内に住んでいるすべての方（外国人を含む）及び世帯を対象とする、国の最も重要な統計調査です。世帯員の男女の別、世帯主との続柄、就業状態など17項目により実施します。

【インターネットで回答する場合】

期間：9月10日(木)～20日(日)

調査員が各世帯を訪問し、「インターネット回答の利用案内」と、回答に必要なIDを配布します。PC、スマートフォン等からアクセスし、画面の案内に沿ってご回答ください。

【調査票で回答する場合】

期間：10月1日(木)～7日(水)

インターネットで回答されなかった世帯に調査員が再訪問し、調査票を配布します。回答された調査票は、郵送するか調査員に直接提出してください。

◆調査員を装って調査票をだまし取ろうとしたり、個人情報を引き出そうとする、「かたり調査」が発生する恐れがあります。訪問する際、調査員は必ず腕章・調査員証を提示します。不審に思われることがありましたら、下記までにご連絡ください。

◆回答された内容は、統計以外の目的に使用されることは一切ありません。南幌町のより良い未来を作る大切な調査として、皆様のご理解と、積極的な回答をよろしくお願いいたします。



産業振興課商工観光G